

川崎市都市景観調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市都市景観条例(平成6年川崎市条例第38号。以下「条例」という。)第4条第1項に規定する都市景観の形成を推進するために必要な施策の総合的な実施及び条例の円滑な運用を目的として、川崎市都市景観調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市景観の形成の推進に係る計画又は事業の調整に関すること。
- (2) その他都市景観の形成に関すること。

(委員)

第3条 調整会議の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

- 2 前項に規定する者のほか、事案に応じて、関係する局、区等の課長(課長に相当する職にある者を含む。)をもって充てることができる。

(会長)

第4条 調整会議に会長を置き、まちづくり局計画部長をもって充てる。

- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 会長は、必要があると認める時は、調整会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年11月20日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年2月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年6月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年11月15日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

会長	まちづくり局	計画部長
委員	総合企画局	都市経営部企画調整課長
	財政局	財政部財政課長
	市民・こども局	市民生活部地域安全推進課長
	経済労働局	産業振興部商業観光課長
	建設緑政局	緑政部緑政課長
		道路管理部路政課長
		計画部企画課長
		道路河川整備部道路整備課長
		道路河川整備部道路施設課長
	まちづくり局	総務部企画課長
		計画部都市計画課長
		計画部景観・まちづくり支援課長
		市街地開発部市街地整備推進課長
		指導部建築指導課長